

〔研究ノート〕

## もう一つの壬辰倭乱（文禄役）の実相

——日本国内の人々の目から——『多聞院日記』などを中心に

仲尾 宏

### 論要旨

豊臣秀吉が発動した壬辰倭乱（文禄役）は侵略した朝鮮の軍民に甚大な被害を与え、朝鮮半島の山野を荒廃させた。それとともにこの大規模な侵略戦争は日本にとって初の海外出兵であったため、その戦争に動員された兵士や農民をはじめとする人民の負担の深刻さ、そしてそれに抵抗する人民に対する極刑やみせしめのための刑罰も残酷をきわめた。それらを物語るいくつかの史料をもとに、当時の日本国内での戦闘態勢の実相を探ってみた。当時、奈良の興福寺の僧侶の多聞院英俊が書き残した『多聞院日記』は「銃後」の日本社会の不安と動揺を率直にのべている。その他の引用資料もまた同様である。また民衆の側からの豊臣政権批判もまた注目すべきものがある。それらを含めた当時の日本社会の真実の姿をあきらかにすることが本稿の目的である。

豊臣政権の天下一統進行のなかで、秀吉が推進した検地、刀狩り、人払令、海賊停止令、石高制、秤量統一などの一連の政策が政権の強化と大名・民衆の統制策であったとは古くからさまざまに論じられてきた。その研究の蓄積もかなりのものである。それらの分野の論点については主たる専門分野としない私が容喙する余地はまったくない。ただ、秀吉のそれらの国内政策とやがて始まった大規模な朝鮮侵略戦争の過程で、当時の国内の民衆が豊臣政権をどのように認識していたか、またどの様な対応、つまり苦難を強いられていたか、については必ずしも十分な研究状態であるとは言えないのではないだろうか。そこで、本論では目についた二、三の史料をもとにして、民衆の目からみた豊臣政権のありようを探ってみることにする。このあたりについては、藤木久志氏や北島万次氏、近年では中野等氏らのすぐれた論考が多数あり、それらを参考にしつつ、

論をすすめたい。<sup>①</sup>

『多聞院日記』は奈良興福寺の多聞院の僧侶たちが一四七八（文明一〇）年～一六一八（元和四）年までの大部分を著述したものであり、秀吉時代の同院の英俊が示叙した一五九六（慶長七）年後も他人によってしばらくの間、書き継がれたものであるが、本論に関する部分は英俊自身の筆になることはいうまでもない。また、第二節でとりあげる常陸水戸の城主であった佐竹義宣（一五七〇～一六三三）の武将であった大和田重清の『日記』は先述の藤木久志氏がその著『戦国史を見る目』で紹介されているところであるが、まだ一般には十分知られていない史料であるので、あえて引用することにした。<sup>②</sup>

### 一 「聚楽第落書」事件と朝鮮使節のみた開戦前期の豊臣政権

この節の表題はまさにその時代に同時に進行した時期であった。つまり、秀吉にとっては天下一統と朝鮮侵略とは不可分の政治課題であった。よく言われているように、国内統一戦争が、一段落して対外侵略に踏み切ったのではなく、国内統一戦争の延長線上に、東アジア制覇という課題を秀吉は見据えていた。

秀吉は一五八五（天正一三）年に関白に就任し、関白の名において以後、大名、貴顕に数々の命令を出すのであるが、その同じ年によく知られているように一柳末安に大陸侵攻計画を告げたのである。のちに秀吉は後陽成天皇に北京行幸を仰ぐなどの計画を企てるが、秀吉にとっては、政権の最重要課題として大名に対する軍役権の行使と、大名たちの領地拡大要求に応える戦略を天皇の代理者である関白として実現しようとした。

翌一五八六（天正一四）年にはイエズス会宣教師ガスパール・クエリヨなどに大陸侵攻計画を告げ、クエリヨから軍艦二隻と乗組員提供の言質をとる。そして同年四月十日、毛利輝元に九州平定後の「高麗御渡海」を告げる朱印状を出し対馬の宗義調に対しても朝鮮渡海時の忠勤を求め、翌一五八七（天正一五）年には宗氏に対して所領安堵の代償として朝鮮国王の服属と参洛を求め、交渉を急がせた。

一方、一五八八（天正一六）年に入ると「海賊停止令」、ついで「刀狩令」が島津氏を降伏させた後に発動される。この刀狩令について、多聞院英俊は次のような感想をのべている。

「天下ノ百姓ノ刀ヲ悉取之、大仏ノ釘ニ可遺之、現ニハ刀故及鬪争身命相果ヲ為助之、後生ハ釘ニ遺之万民利益理当ノ方便ト被仰付了云々、内証ハ一揆為停止也ト沙汰在之種々ノ計略也」(六月一六日)

秀吉の計略は英俊によって簡単に見抜かれていた。この年、秀吉は島津氏を通じて琉球国王へも日本への来貢を促し、その延長として一五九一（天正一九）年にはポルトガル領インド副王、マニラのルソン政庁などにも書簡を送り、後者には服属と入貢を求める。一方、京都では秀吉は内野の地に聚楽第を造営していたが、一五八七（天正一五）年の九月に秀吉が移渉し、一五八八（天正一六）年四月には後陽成天皇の行幸を実現させた。このように秀吉の天下人としての構想実現が着々として成功しつつあるかにみえた矢先の翌一五八九（天正一七）年二月に「聚楽第落書事件」がおこったのである。まずその記事をみよう。<sup>(3)</sup>

ほけきやうのうらうち昏紙の法過て、おりおりとけは、きやうそやふる、  
いしふしん石、城こしらへもいらぬもの、あつちお田原安、見るにつけても  
寺々の夕へのかねのこへ聞は、ちりよう寺とられて、何としゆやうや  
ちはやふる神もしきち敷をおとされて、思ひのほかに、ちつこく十をたつ  
村々にこしき乙のたねもつきすまし、しほりとらるゝ公状の米  
ゆめの夜のなにとかせむる公状を、明日おもしろぬ露の命に  
よしやた、ことしハかくもすきぬべし、又こん春は、ゆくへしらすや  
まつせとは、へちにハあらし木の下葉の、さる関白葉を見るに付ても  
おしつけて、ゆへハゆるゝ、十らく葉の、ミヤこの内ハ一らくもなし  
十ふん分になれハこほる、世の中を、御存知なきハ、うんのす本へ哉

まず第一段は京都市中で、当時なお侮りがたい勢力であった法華宗徒への政治権力による弾圧を指している、とも読めよう。あるいは

一五八五（天正一三）年七月に信長時代の「安土宗論」に際して法華宗徒の日珙らの提出した詫び証文を秀吉が破棄したことを指している、とも解釈できる。

第二段はいうまでもなく、安土城、小田原城などがあえなく落城し、廢墟と化したことでそれぞれの大土木工事の無駄とそのために費やされた民衆の労力の無駄を嘆いている。

第三段、第四段は領地を奪われた多くの寺社の嘆き、第五段、第六段は「公状」すなわち、過酷な年貢を搾りとられた村々の民衆の悲惨さに対する嘆きである。この頃、日本各地に金・銀・銅などの鉱産物の採掘がすすみ、また農業生産性の向上、そして樂市樂座政策による流通の進展によって、経済は活況を呈していた、という見方もあるが、他方ではこの落書にみられる現実も見逃してはならない。第七段では、そのような苦難に喘ぐ民衆の諦念が語られている。

さて、第八段から第十段は秀吉政治に対する直接の痛烈な批判である。聚樂第造営にみられるように、権力の頂点に上り詰めた秀吉の榮耀榮華の行く末を大胆に予言し、それに対して民衆の苦悩が深まっている、との指摘である。この段階では秀吉の「唐入り」はまだ民衆の間によく伝わっていなかったものか、そのことには触れられていない。

この落書は、『多聞院日記』によれば、次のように三日後に奈良にいる英俊のもとに伝わった。

去廿五日夜歟、番所ノ白壁ニ上関白ヨリ下各各近事悉ニ樂書沙汰、番衆可知トテ大名衆十人籠物了、

大胆な行為をやつてのけた「実行犯」は見つからないまま、番人十人が犯行を知っていたに違いない、としてまず捕縛されたのである。このことについては洛中洛外を震撼させた事件であつたとみえ、相国寺の西笑承兌の『鹿苑日録』にも次の記事がある。<sup>4</sup>

三月二日

（前略）於関白御屋敷南之鉄門落書、殊述殿下之儀 以其罪、一昨日削鼻、昨日切耳倒磔ニ懸之、七人罪人、大政所殿彼（被カ）仰請、六人者車、其以後磔云々、七人之外一人、於大坂四五日以前当座ニ切頸云々、前業所感可不嘆息乎、若有罪、若無罪、紐械枷鎖、自仏在世、業因難遁耶、

ここで述べられている七人八人は警備の責任を問われた番人たちであつたろう。特に秀吉の批判を許した点が許しがたいとして、見せしめのため鼻や耳を削いだ上で磔の極刑に処せられた。この鼻や耳を削いだ行為は当時、戦国武将たちが例えば一揆討伐の戦争の際にしばしば行ったことである。信長の伊勢長島一揆討伐の際にも次のような記述がある。

潜に忍び出んとする処を追付き、男女二人計り切り捨て、其の耳鼻をそいで、城中へ船

一艘に入れてぞ送られる。<sup>(5)</sup>

また秀吉麾下の武将堀尾茂助の奥州九戸陣の功に与えた秀吉の感状（天正一八年八月四日付）にも次の記述がある。ちなみに「撫斬り」とは『うすく削いで切る』という意である、とされる（『岩波古語辞典』）。

……時をつくりかけかけ、おめきさげれば、狭き丸に人は多し、度にまよふところを、悉く撫斬りにし、又は生捕にもしたりしを見て  
……<sup>(6)</sup>

やがて朝鮮侵略戦争のとき、秀吉麾下の武将たちが争って数万の朝鮮軍民の「鼻削ぎ」を行うが、それは国内戦でもとくに民衆に対する刑罰として、常時行われていたことは、戦国時代の戦闘をなまなましく記録している『雑兵物語』の中にも次のように描写されている。この『雑兵物語』は松平信興という人物の作ともされているが、その語り手は足軽、中間、若党、夫丸などと呼ばれていた戦闘軍団中の最下層の者たちである。

たとえば次のような類である。

「旦那がいひなさるるは、首取て鼻をかくは味方討にまぎれべ」として御法度なれど、此多勢のみかたのみる所で鼻をひっかけといひなさつた。(中略)鼻を引かき、いつれものしなされたことく胸板の内へ入べいとすれば、具足を着なひ処で、懐へ入れて」大切ななを落としやしべいと重て思案めぐらして」

「鉄砲の鞘の小尻から、ひっかいた鼻をつんだいたれば、鼻をかくと云は唇をかけてひっかくもんだに、はなばかりむかいて上髭が付かない所で、女のくびやら男の首やらしれない(後略)」

並中間 新六

「味方討もまぎれへいとて、首数を持たものは鼻を引欠 持程に、胸板へも入られないで、百八の数珠玉程に、引つなひて首へ引かけるものもあり」

(深井一郎編『雑兵物語研究と総索引』弘化三年版による本文Ⅱ一九七三・武蔵書院刊本による。)

なお、岩波文庫には中村通夫・湯沢幸吉郎の校訂になる『雑兵物語・あおむ物語 附おさく物語』(底本は内閣文庫一蔵本)がある。こちらは一九四三年初刷なので、刊行の新しい武蔵書院本に拠ることとした。両書には読み仮名などの細部の点で異同がある。たとえば、引用文三行目の「いづれもしなされたことく」は岩波文庫本では、「各々しなされしごとく」としている。

そして、この落書事件の処罰にも、とりわけ秀吉政治に対する言語道断の批判は絶対的に許さない、とする権力者の強い意識の結果として行われ、耳鼻を削ぐみせしめの刑の上、極刑に処したといえる。

『多聞院日記』はやや日をおいてこの事件についての処置を記している。

三月一八日

一 去月廿五日夜、聚楽第ノ楽書付、番衆十七人或ハ鼻ヲソキ又耳ヲ切悉以ハタ物ニ被上了、究竟ノ衆中ニイツクシキ若衆アリト云々、  
一 大坂之天満本願寺ヲ憑ミ、関白殿ノ勘当人被人置事以外御腹立、種々及申事、地下ヲ探シテ六十三人を召捕也、東寺面ニハタ物に被上了、

男女童子クシに出タレバ運次第也、サテサテ不便事也、一向無罪仁共也、アサマシ……<sup>7)</sup>

これによると「番衆」は、「イツクシキ若者」を含めて十七人、それとは別に地下（京都市中であろう）を探索して童子を含む男女六十三人を逮捕してハタ物（磔）の刑に処したとある。

落書事件を口実にした大弾圧事件が展開されたのである。英俊がいうごとく、多くの被逮捕者は事件に直接のかかわりが無い「大冤罪事件」であり、また当時の民衆を震るえあがらせる「大恐怖政治」であった、というべきである。秀吉にしてみれば、後陽成天皇の行幸後、一年も経たないうちに来事だけに、断固とした誅罰で臨んだものであろう。

## 二 朝鮮通信使の入洛をめぐる

この時期、朝鮮国に対して豊臣秀吉は、対馬の宗義智を通じて朝鮮国王の服属と参洛を命じ、国王の参洛なき場合は朝鮮へ出兵すること、その見返りとして宗氏に朝鮮国での知行を与える旨の朱印状を発し、対馬はこれに対して朝鮮に秀吉の天下一統祝賀使節を送るよう要請していたが、一五八九（天正一七）年には秀吉の再びの督促を受け、景輒玄蘇を正使、宗義智を副使として渡海してこのことを要請、朝鮮朝廷では対馬の海賊の処罰問題もあることから使節派遣を決定した。かくて一五九〇（天正一九）年七月二一日、正使黄允吉、副使金誠一らの使節一行が入洛し、正確な人数は不明ながら、軍楽士なども含めた相当数の一行は大徳寺に宿した。秀吉はそのとき、なお小田原に出陣していたが帰洛後もすぐには一行と会見せず、聚楽第での謁見が実現したのは一月七日のことであった。この一行の入洛について山科言継の『言継卿記』は次のように記している。<sup>8)</sup>

七月一九日

高麗人、先日堺へ着岸、今日上洛了、舟ニテ也、管弦有之、貴賤群衆也、殿下御礼申入云々、先参 内云々、北向、四・阿茶・小大夫寸見物ニ大坂へ被行了、予堤ニテ見物了。



右の高麗人のあとには小字で「関白云々」とある。これは秀吉が要求した朝鮮国王の参落がそのまま受け入れられたと認識されていたのだろう。また「先参内」とあるが、一向が天皇に拝謁したという記録は日本側史料にも金誠一の使行録『海槎録』にもみえない。恐らく誤伝であろう。『晴豊記』には秀吉がこの使節は自分の要求した服属使節だと思いきんだ、とあるがその詳細はなお不明である。この時の朝鮮国王の「豊太閤宛国書」は「大王一統六〇余州」の祝賀辞とこれからの「隣好」を求む、というものであった。<sup>9)</sup>

この国書の別幅には、良馬式匹、大鷹一五連ほか白綿、黒麻布、白苧布、虎・豹皮、人參、彩花席などの品が記されており、食料品としては「清蜜拾壹壺、白米式百碩、海松子陸碩」とある。この品の一部が禁裏に提供されたようで『御湯殿上日記』には次のように記している。<sup>10)</sup>

七月五日

明日、狛人殿下御礼申候

七月六日

振る（降る）により狛人礼延行之を申す

七月七日

晴、今日狛人関白様へ初て礼

二十六日

はるる、くわんはくよりまいりたるかうらいのく（供）御ありて、ないないのおとこたち残らずめ（召）して御ゆとのの上にてたふ（食べる）

この時に秀吉は使節の京都滞在中には返書を手交せず、一行は一月二〇日には京都を離れ、出港地の堺で同月中旬になって受け取った。西笑承兌の起草になるその書簡は、朝鮮国王国書とともに『続善隣国宝記』に収められているが、秀吉はみずから「日輪の子」と称し、先んじて明に入貢せよ、などと記して、当時の明・朝関係の無知をさらけ出していた。副使金誠一が問題としたのはその文面もさりながら、朝鮮



国王を「閣下」とし、また朝鮮国王からの賜品を足利將軍時代の「土宜」から「貢物」を意味する「方物」とし、一行の入洛を「入朝」などと、不遜な言葉が連ねられていたことであった。

このうち「入朝」のみは一行の抗議により訂正されたがあとは訂正に応じなかった。

朝鮮通信使の一行は秀吉側の都合で足掛け四か月を大徳寺で待機させられていた。その間、「王命」である国書伝達が叶わぬ悶々とした月日を送らざるをえなかった。

しかし大徳寺近辺の散策の機会があり、金誠一の『海槎録』では同年八月二十八日の記事は、金副使は大徳寺南辺の船岡山に上り、当時の京都を俯瞰している。その一節には次の様なことが述べられている。<sup>11)</sup>

関白の居（聚楽第）は最も傑卓し、彷彿として一二楼五城のようである。その層台は複閣して中天に立ち」とあって完成したばかりの聚楽第の結構をのべたあと「人言う。関白もつとも雄豪なり。臣妾一国今東征す。東征半歳いまだ還らず。多戦骨高崢嶸たり。

孤兒寡婦都中に半す。

戦乱がなお続く日本国内であつてみれば、畿内の武士や民衆も戦場（小田原陣）に動員されて帰らぬ人びとも少なくなかったことを見聞した結果の描写である。

この通信使の京都訪問も秀吉の侵略意欲を削ぐことはできず、秀吉はかえてその構想の具体化にむかつてつきすすむ。

翌一五九一（天正一九）年、対馬では柳川調信と博多聖福寺の景轍玄蘇を漢城府に派遣し、秀吉の征明出兵の計画を告げ、その「嚮導」を要請するが、朝鮮はそのことを中国につげる。やがて対馬は征明のための「仮途入明」を通告するとともに、次節でみるように国内の大名に軍役や戦略物資の徴発を命じて戦時体制は一挙にたかまっていくなか。

### 三 「唐入り」に動員された東国大名と民衆

壬辰倭乱（文禄役）の前夜、国内にはさまざまな手段で総動員体制がとられた。一五九一（天正一九）年八月、まず「人払令」<sup>11</sup> 戸口調査により兵農分離を徹底させた。さらに関白をゆずられた豊臣秀次の名で、奉公人・侍・中間・あらし子など武士とも農民・町人とも判然としていなかった階層をも動員対象とした。また、「唐入り」に備えて肥前名護屋の地に前線要塞としての「御座所普請」を黒田・加藤・小西などの諸將に命じる。その作事は、「聚楽ニ劣ル事ナシ」と言われた本格的な築城であった。また他方では近江国をはじめ津津浦浦に水主徴発、諸大名に対して人質提供を求めるとともに、「唐入り」の陣立てをおこなった。その結果、宗義智・小西行長らの第一軍一万八七〇〇人、加藤清正らの第二軍二万二八〇〇百人以下、九軍合計十五万八千八百人の大渡海軍団を編成し、直ちに名護屋城に集結を命じた。また、兵糧米三〇万石を九州・四国の御蔵米から徴発した。そして近畿以東の諸大名に対しては別表の通りの陣立てとした。すなわち、「肥前名護屋在陣衆」として武蔵大納言徳川家康）一万四〇〇〇人、加賀宰相（前田利家）八〇〇〇人、越後宰相（上杉景勝）五〇〇〇人以下、合わせて七万三六二〇人、「御前備」として合計五七三〇人、以下「御馬廻衆」一万四九〇〇人、「御後備衆」五三〇〇人などである。この数字は小瀬甫庵『太閤記』や大村由己『天正記』、太田牛一『太閤記』にみられるものである。その人数割りの根拠は「高一万石に付て五畿内六〇〇人、中国紀州辺は五〇〇人、江州尾濃勢四ヶ国は三五〇人、遠三豆辺三〇〇人、是れより東は何れも二〇〇人たるべし（以下略）」という秀吉の「朝鮮陣軍役之定」によるものだが、それは「目論見」であって、実際の動員数は大名によって区々であったと思われる。この軍役の定めは一五九一年三月一五日に発令されている。<sup>12</sup>

#### ○朝鮮國御進發之人數帳

##### 肥前國名護屋在陣衆

一萬五千人	武蔵大納言殿	八百人	松任侍従
八千人	加賀宰相	百五十人	安房侍従
千五百人	結城少將	千五百人	龍野侍従

五千人	越後宰相	二千人	村上周防守
二千人	常陸侍従	五百人	木下宮内少輔
五百人	出羽侍従	千人	青木紀伊守
一萬人	大和中納言	二百二十人	秋田 太郎
三千人	穴津中將	二百人	南部大膳大夫
千五百人	前尾張守法名常眞	二百五十人	那須太郎
三千人	會津少將	三百人	朽木河内守
千五百人	伊達侍従	三百人	日禰野織部正
二千人	金山侍従	千人	千石越前守
千人	伊藤長門守	百五十人	津輕石京助
八百人	八幡山京極侍従	百人	本多伊勢守
千人	羽柴河内侍従	七百人	眞田源吾父子
六千人	舎弟美作守 <sup>北<sub>正</sub>侍<sub>従</sub></sup>	五百人	石川玄審允
千三百人	溝口伯耆守	二百人	北條美濃守
千人	水野下野守	二百五十人	木下右衛門督
五百人	宇都宮彌三郎		
	合計七萬三千六二十人		

これに先立ち、海上輸送については前年の天正一九年正月廿日には「朝鮮陣為御用意大船被付覚え」を出して、北は秋田より南は中国まで「高  
 十萬石あたり大船二艘の用意、水手の事は浦々家百間（軒）に付て十人」として余裕のある場合は大阪に寄越すべき事とし天正廿年の春、摂州、  
 播州、泉州の浦々に着岸せしめること、とした。また大兵団の輸送、宿泊を容易ならしめ、薪・馬の飼料などは宿主と個別に交渉せよ、とした。

かくて豊臣秀吉は一五九二（天正二〇・文祿元）年三月二六日に京都を出発し（『鹿苑日録』）四月二五日名護屋城に到着した。『多聞院日記』ではその動静を次のように伝えている。<sup>13)</sup>

天正二十年

二月三日

京都ニハ唐入ノ用意嚴重也ト、諸国船頭被召寄テ海上被尋、一万余上、関東衆モ上洛云々諸方武具以下嚴密用意也、少々先勢ハ則西国へ立云々、希代ノ勝事成否如何、

三月十五日

一 中国人数、悉唐入ニ九州へ立了、海上ハ幡指物ニテ数万ノ船ヲカサル間、光渡云々、太鼓・笛ニテハヤスト云々、見事無限ト、太閤ハ来廿日ニ御出陣ト云々、目ヲ御煩也ト云々、抑南蛮・高麗・大唐ニハ異国ノ取向様ニ震動、貴賤上下迷惑浮沈恩ヒ遣り不便々々、扱々何ト可成行事哉覽、希代不思議ノ興行也、

また『言繼卿日記』の文祿元年三月の記事は次の通りである。

一、太閤入唐ニ御出陣也、美麗言語道断也、見物ニ予・北向・阿茶丸・御春・四条・同女中寸同道了

東国の武将も四月上旬には前田利家、上杉景勝、伊達政宗らが秀吉に先立って名護屋に入城していた。常陸の佐竹義宣の場合もこの年の二月に三千名をひきいて水戸を出発しているから程なく着陣したのであろう。城から北西の波戸岬の東南方に陣屋を構えたことがわかっている。

さて、佐竹義宣の家臣であった大和田重清（？〜一六一五）はのちに佐竹氏の秋田転封にともない、勘定方に任命されるが、この時どの程度の扶持もちであったかわからない。しかしこの重清の残した『日記』は出陣前後の大名家の内外の事情を克明に記録している点で第一級の史料

であろう。

佐竹義宣（一五七〇～一六三三）は当初下野東部から常陸西部にかけての領主であった。

秀吉が東国へ支配を延ばしてきた頃にはたびたび奥州の伊達政宗と対抗し、東奔西走の戦塵をかけめぐったが、小田原陣のときにはみずから参戦し、豊臣秀吉およびその麾下の石田三成の知遇をえた。そして陸奥の葛西・大崎一揆討伐にも加わり、一五九四（文禄三）年の太閤検地では五万五千八〇〇石の所領を安堵されていた。

その所領からすると東国の大名の場合、一万石あたり、二〇〇人の軍役とすれば、二、七二九人となる。藤木久志氏によれば、名護屋での秀吉に対する公式の届け出は「御軍役二千八六九人」とされている、というからはほぼ定められた石高割りの人数に合致している。<sup>14</sup>

ところがその人数を揃えるために、以下にみるように、きびしい動員命令に加えて検地による年貢の過酷なとりたて、鐘二〇〇挺の調達、そして武具用の黄金の調達なども命じられた。そして軍役に応じられぬ給人にはその知行を召しあげ、農民から直接徴発するという。

来る正月、つくし陣をまかり立つべきよし、御朱印をもって仰せいだされ候。人衆の積りの儀、五千連れべきよしに候。かれこれ、ぞうさ

かたに極まり候あいだ、少しも油断なく催促いたすべく候。（中略）石田殿の衆をもって、なわうち（検地）をさせられ下さるべく候。

いまの年貢一倍にあるべく候。（中略）鐘の柄二百丁あつらい申すべく候。実をも二百つくらせ申すべく候。うるし際限なくいるべく候（中

略）。その仕度申すべく候（中略）。年貢しらべ候て、とるべく候。あしく候ては、用たつまじく候。（中略）街中において、金こかい致し候

もの、しろ金をうめ候て放し候えば、用立べからず。

もし、その内にも、済まし兼ね候もの候わば、知行召しはなし、秋作を抑え、直に百姓のかたへ取り申すべく候。

名護屋在陣中には脱走者、いわゆる「欠け落ち」対策にも腐心しなければならなかった。また軍令違反者には「はた物」＝磔刑、火あぶりなどの極刑も課せられた。「欠け落ち」が出た場合、郷里に達しを出して成敗を命じるとともに代わりの差し出しを命じた。それでも農民達はいろいろと言いつて年貢の負担から逃れようとした。

郷中の百姓ども、年貢をあい済まさず候わば、一郷も二郷も、めこ妻同前に、はた物はたものにあげ候て、その郷中亡所にいたし候ても、苦しくあるまじく候。また、とかくむざと致したる取沙汰をもすべく候あいだ、これまた見合みあひに成敗いたすべく候。

次いでこの『日記』では以下にみるように、百姓たちが給人、すなわち直接の収奪者である武士たちが「高麗へ渡り候へばも、二度とかえらぬものと候て」とあるように、この戦は国外での見通しのない戦争と認識され、秀吉政権の海外での制覇、ひいては給人たちの凱旋をまつたく期待していないことである。その結果として逃れられる年貢であればいろいろ理由を申し立て、年貢を納めない算段をしている。それに対して大名権力は未納者は極刑に処するという脅しをかけている。このようなことは他の大名の所領地、また農村以外の漁村、山村でも同じような過酷な命令が下されていたこと窺わせる。とりわけ「欠け落ち」すなわち名護屋からの脱走者の取り締まりについては、極刑で臨むとしているが、このことについては、秀吉の黒印または朱印で京都本能寺をはじめ各所に「欠け落ち」者をかくまったり、宿泊をさせないことを命じている史料もあり、また名護屋の秀吉から「人留番所」の設置が一五九三（文禄二）年に出され、脱走者の取り締りを嚴重にした。また、各地の農村では「荒田」の増大と「失せ人」「明屋敷」が急速に増加した、と藤木久志氏はいう。

百姓ども、高麗へ渡り候えば、二度とかえらぬものと心得候て、無用のことを言い立て、年貢済ますまじきと、す推いり量よう候。郷中年貢も、済ましその郷より、とかく無用のこと申し立て候て、済まさず候郷を、二、三郷も、女お男とこ男によらず、その一郷のものを残らずはたものはたものにあげべく候。かくのごとく、あら業ぎ心に申し付けず候ては、あい済むまじきとすいり量よう候。そこもとの郷中のもの、年貢もこれあり候を、ただただいろいろのことを言い立てかけ致し候て、済まし候わずと、たしか聞き及び候あいだ、太田郷・水戸郷両郷の者、四、五郷も、かならずかならずはたものはたものにあげ申すべく候。また、給人三ヶ一の儀も、一向いっそうのこと済み候わず候ように、その訴え候、是非なき次第に候。

ここもとよりも、夫人両人欠落候。一人は国くに井いの夫、一人は小お堤つみの夫、欠落候あいだ、そこもとへまかりし越し候わば、すなわち成敗いたすべく候。……成敗致しても致さず候ても、別の夫を申しつけ、正月は差し越すべく候。

このような農村を中心とした人心の荒廃と生産基盤の崩壊をほらみつつ、壬辰倭乱（文禄の役）は進行していたといえよう。

#### 四 『多聞院日記』にみる臨戦体制

本論の第一節で引用した聚楽第の落書きの第三行と第四行は寺社の領地がいわゆる太閤検地によって厳しい指出版を命じられ「ちりようとりれて、何としゆうよや」「しきちをおとされて、思ひのほかに、ちつこくをたつ」という困窮ぶりが書かれている。

太閤検地は豊臣秀吉の播磨検地からはじまり、山崎合戦勝利を経て、そののちの全国統一戦争の展開ごとに列島全土に実施された。これにより、それまでの領主と農民の複雑な土地所有と年貢納関係が整理される一方、秀吉麾下の代官によって厳しい土地の実測と石盛りの査定によって、旧領主の土地と年貢納率をあぶりだし、それまでの守護大名や公家、寺社、土豪などの土地を新領主の支配下に変えたり、秀吉の直轄領とする、ある意味では「革命的」、「革新的」な支配関係を樹立した。しかし、検地をうけた側では、以前よりも領地の減少となることが圧倒的で、旧領主側の受けた打撃は大きかった。それはその領地に属する農民にも大きな影響を与えたので、落書きにみるような窮迫状況が現出し、そのことを落書きの書き手が知り得ていたのである。

南都興福寺の場合、一五八五（天正一三）年の豊臣秀長の大和入部直前に秀吉の命により実施され、「二万五千六百石余」と決められた。これについて、多聞院英俊は『日記』において「過分之指出之間、如何心細事也」と不安と焦燥感をつのらせている。<sup>15</sup> その不安は的中し、その後、秀吉からは新寺領のうち五千石を寺内修造費にあて、さらに一万石の減知を命じられた。<sup>16</sup>

一五九二（天正二〇・文禄元）年の侵略突入の年になると多聞院英俊の不安と焦燥はさらに募る。それが前節でみた彼の二月三日と三月一日の記述である。

「京都二ハ唐人ノ用意嚴重」とは、海外侵略戦争の背後に不穏が生じたための警備の徹底であり、この戦争の勝算についての不安は「何ト可成行事哉覽、希代不思議の興行也」という一言に尽きている。

英俊の目は侵略される側にも向けられている。



「抑南蛮・高麗・大唐ニハ異国ノ取向様ニ震動、貴賤上下迷惑浮沈思ヒ遣リ不便々々」

その思いは緒戦の侵略軍の戦捷を聞いても変わらなかった。さらに英俊は侵略を受けた「高麗」の「道具（賊達）」や女性、子どもなど「彼国万民」のこうむる災厄や運命をも思いやっている。

「五月一日」<sup>(17)</sup>

高麗ハ六郡手ニ入則檢知沙汰之城拵由也、ナコヤヨリ壹岐ノ嶋迄ハ七里、イキノ嶋ヨリ対嶋マテ四十八里ツシマヨリカウライ迄モ四十八里、天氣快然風ヨケレハ二日半ニ越ト申上了、高麗ノ道具女共子共切モナク此地取越ト云ヒ、彼国万民不便々々。サソサソ哉思遣々々

翌一五九三（文禄二）年になると、侵略の前線基地である肥前名護屋城への医者や猿樂衆の動員が命じられる。

「二月廿六日」<sup>(18)</sup>

「ナラ中ノ医者之衆、ナコヤへ被召下了、五十以上ヲハ被指除了、京モ各下了ト云々迷惑の由也、今日大坂迄下由也」

「四月七日」<sup>(19)</sup>

「ナコヤへ太閤より猿樂衆被召下付、神人衆芸能衆廿四五人被召下間、水屋神樂無之」

猿樂衆の名護屋呼出しは長陣を覚悟して、名護屋本営での諸将の倦怠感を取り払い、また秀吉個人の趣向として発令されたものであろう。一種の「従軍慰問隊」の動員である。

一方、医者衆の大量動員の目的は何だったのであろうか。ひとつにはこの医者衆を渡海させ、戦場での負傷兵士たちの救護にあたることが考えられる。ただ当時はまだ医師が稼業として独立していなかった。多くの場合「医僧」という言葉があるように、医者は多くの場合、僧侶の仕事の一部であり、信仰と治療・施業が一体化していた時代であった。

とすれば、興福寺をはじめ、南都や京都の僧侶たちが大量に動員された理由になる。僧侶の従軍といえ、およそ三つの場合があった。ひとつは秀吉の命により、京都五山などのトップクラスの僧侶たちがこの侵略戦争の助言役として供奉していることである。

京都相国寺の西笑承兌、東福寺の惟杏永哲、南禅寺の玄圃靈三などである。彼らは秀吉の側近にあって、朝鮮の前線にいる大名たちへの檄文を書いたりした。あるいは作戦にも参画したかも知れない。

第二は出陣大名に命じられて従軍した僧たちである。小西・宗軍に従った京都妙心寺の天荆、薩摩の島津軍の面高連長坊、肥前佐賀鍋島軍の泰長院是啄、安芸小早川隆景軍の安国寺惠瓊、さらに開戦前から日朝交渉に腐心させられ、開戦後も小西・宗軍に随行した博多聖福寺の景轍玄蘇らである。彼らは大名たちの傍らにあって、前線で朝鮮・明軍との交渉にあたり、朝鮮民衆への傍文の作成にあたりたりした。

『多聞院日記』に述べられている医者衆はこの二つの範疇に入らない僧侶たちであったと思われる。五〇歳以下の僧たちをその履歴や能力を無視して根こそぎ動員したのであるから、前線、陣地を問わず、作戦の枢機に預かったとは思われない。だとすれば、この侵略戦争の長期化、無限化を予測して、戦場での医療行為や葬祭行為にあたらせようとしたのであろうか。この点に関して、私はかつて、豊後臼杵の太田飛驒守一吉に従軍した安養寺慶念について考察した。慶念はかの『朝鮮日々記』を残したことでよく知られている。

それはこの侵略戦争の実相を丹念に書き残した記録であるが、果して彼は何のために六三歳という高齢にも係わらず従軍させられたのか、が実はよくわかっていない。

その『日々記』を仔細に読み込む機会を得たのであるが、医療行為や葬祭行為の記述はほとんどなく、あるものは戦場で見聞した光景や己の信仰告白、そして一日も早い帰国を望む赤裸々な言葉を書き連ねることに終始している。したがって、主君の戦闘の忠実な記録係りとしての役目を果たしているとはいえない。<sup>20</sup>

これらの点も今後さらに考察すべき課題である。

最後にポルトガル人の宣教師ルイス・フロイス（一五三二〜九七）のこの戦争の実相に関する外国人からみた感想を紹介しておきたい。<sup>21</sup>

（老）関白は彼ら一同の内心をじつによく看破していたので、多くの人に好意と寛大さを示す一方では、時折、迷える狼のように、不気味な唸りと恐るべき脅迫の（言葉）を放つことを忘れはしなかった。彼は自らの決定にあえて背反するような無謀なことを行う者があれ

ば、その者はただちにその無思慮のゆえに死滅せしめられ、領土は破壊されよう、と語って、一同をこの上なく恐怖心で打ちのめした。

日本の諸侯は互いにほとんど信頼し合っておらず、また謀叛を企てようと二人で結託することがない。なぜなら相手から密告されることを恐れているからで、自らの功績と忠誠を口実に、相手の俸禄と領地を横領しようとしている者が後を断たぬのである。このために、彼らは胸中では大いに苦悩し悲歎しながらも、自らの希望を満たし、上記のようなもろの困難を克服する方法がないので、己れの無力さを認めるほかなかったのである。日本中に（支那を征服することが）告示されてからは、ある者は船舶を新造し、ある者は遠隔の地でそれを造らせ、他の者は、武器や弾薬を調達し、または遺産や田畑を処分して仕度を整えるなど、その熱意、工夫、配慮は、いまだかつて見られぬことであった。妻の涙、置き去りにされる子どもと家族、こうしたかけがえのない、あまりにも非情な離別が生んだ、深く、そして心の奥底にしみるような悲しみを如実に語ろうとすれば、言語に絶するであろう。

（老）関白は彼らをいつそう鼓舞してこう言った。予は日本王国、すなわち天下の君であり、充滿する悦楽、財宝、繁栄に囲まれているにもかかわらず、自らそれを放棄し、世界中で比類なく名誉あり驚歎すべき企てを予の力で成就せんと欲している。

## まとめ

戦争はいつの時代でも大規模な殺戮と人的・物的資源の強制動員をともなう。壬辰倭乱（文禄・慶長の役）の場合は、日本史上はじめての大規模な対外戦争であったために、その戦場での殺戮行為の規模や強制動員体制もかつて例をみない大掛かりなものとなった。

そして侵略を受けた側である朝鮮の軍民や山野の被害、荒廃は目を覆うばかりの惨状であったことはいままでもさまざまな角度から研究がすすめられ、その実相はあきらかにされつつある。一方、加害の立場にあった日本本国においても、出兵や動員の対象とされた民衆の苦難はひとつとおりでなかった。もとより合法的な政権批判は許されるべくもない時代であったから、批判の声をあげることとはもとより、その困苦の実相もまた断片的にしか伝わっていない。だが、この戦争が絶対権力者の恣意的な動機から始まったとすれば、その無謀な侵略戦争の影の面として、加害の立場に否応なく立たされ、かつ多大な損害と貧苦を出さざるを得なかった当時の日本の民衆の実相もまたあきらかにしなければならぬ。

本小論では、それらの一端に迫るべく、いくばくかの史料が物語っている日本国内での侵略戦争のもうひとつの実相をまとめてみた。それら

の史料の語るひとつひとつの出来事、事象を包含して、この侵略戦争の実態の究明がさらに進むことを期待している。

注

- (1) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）、同『戦国史を見る目』（校倉書房、一九九五年）、貫井正之『豊臣政権の海外侵略と朝鮮義兵研究』（青木書店、一九九六年）、北島万次『朝鮮日々記・高麗日記―秀吉の朝鮮侵略とその歴史的告発』（そしえて、一九八二年）、同『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』（校倉書房、一九九〇年）、中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』（吉川弘文館、二〇〇六年）、同『文禄・慶長の役』（吉川弘文館、二〇〇八年）ほか。
- (2) この史料は『日本史研究』第四四、四六、四九、五一号に所載されたものである。
- (3) 『聚楽第落書』は京都市編『京都の歴史』第四巻「桃山の開花」で引用されているもので広島大学国史研究室所蔵。ただしこの書では落書きの書かれた年月が天正一七年か、同落書きの奥書によって天正一九年のいずれが真実なのかについて記事が錯綜している。だが、本論で見たように『鹿苑日録』や『多聞院日記』の記事と照合する限り、おそらく前者が正しく、奥書は書者の長谷河忠実の書写の月日ではないか、と思われる。もし後者だとすると、本文を未見のまま西笑承兌や多聞院英俊が聞き書きをもとに記録した、ということになる。
- (4) 西笑承兌『鹿苑日録』同年同月同条
- (5) 小瀬甫庵撰『信長記』上「長嶋の兇徒攻干さるる事」
- (6) 小瀬甫庵著『太閤記』下「奥州九戸之堀尾茂介乗捕事」に八月四日付の茂助宛秀吉の判物が引用されている。
- (7) 『多聞院日記』天正一七年同月同日条。本論で引用した『多聞院日記』は『史料大成』本（臨川書店）の刊本から引用した。
- (8) 『言継卿記』は『大日本古記録』本。一五九〇年の朝鮮使節（通信使）は副使金誠一が『海槎録』を残している。
- (9) 瑞溪周鳳編『統善隣国宝記』所収「朝鮮国王李昭贈豊太閤書並貢物目録」
- (10) 『御湯殿上日記』は『統群書類従』補遺三。
- (11) 金誠一『海槎録』
- (12) 小瀬甫庵『太閤記』下（岩波文庫版）六〇頁。この著作の記事については史料としてそのまま用いることに疑義もあるが、東国からの進発人数について大名ごとの総数を記した史料は他に見当たらないので、あえて用いた。朝鮮へ出陣した主として西国大名の人数については「毛利家文書」などの一次史料によってその総数が把握でき、多くの論者がそれを採用している。
- (13) 『多聞院日記』天正二〇年二月三日および三月一五日程
- (14) 藤木久志『戦国を見る目』二九七頁（校倉書房、一九九五年）
- (15) 『多聞院日記』天正一三年八月二七日条
- (16) 早島直毅『秀吉政権の寺社政策』朝鮮日々記研究会編『朝鮮日々記』所収（法蔵館、二〇〇〇年）
- (17) 『多聞院日記』天正二〇年五月一八日

- (18) 『同右』 文禄二年二月二十六日
- (19) 『同右』 文禄二年四月七日
- (20) (注16) 所収、拙論「丁酉・慶長の役戦場と慶念」『朝鮮記』と対比して」
- (21) ルイス・フロイス『日本史』 第三部・原著第六九章より